

監査報告書

令和7年6月18日

公立大学法人秋田公立美術大学
理事長 北 郷 悟 様

公立大学法人秋田公立美術大学

監事

前田 正人 

監事

前田 勝美 

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第12期事業年度における業務について監査を実施いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たち監事は、一般に認められた監査手法に従い、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分にしたがって決算の状況を正しく示していると認めます。
- (6) 役員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関しては、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以 上